

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる翌日には、
日には、
が休き
がと
の翌日）

条関係

3 環境影響評価方法書送付書等の様式及び送付部数を定めることとした。

(第四条、第八条関係)

五 準備書に関する事項

1 公告、縦覧及び意見書について定めることとした。(第十一條、第十二條、

第十五条、第十七条関係)

2 説明会の開催及び開催しない場合の措置について定める」ととした。(第十三條、第十六条関係)

3 知事の意見を述べる期間は、原則として、三月とすることとした。(第十

九条関係)

4 環境影響評価準備書送付書等の様式及び送付部数を定めることとした。

(第十條、第十四条、第十八条関係)

六 評価書に関する事項

1 公告及び縦覧について定めることとした。(第二十六條、第二十七条関係)

2 知事の意見を述べる期間は二月とし、補正結果の確認に要する期間は一月とすることとした。(第二十二条、第二十五条関係)

3 環境影響評価書送付書等の様式及び送付部数を定めることとした。(第二

十一条、第二十四条関係)

七 対象事業の内容の修正等に関する事項

1 環境影響評価その他の手続を経ることを要しない対象事業の内容の修正の範囲を定めることとした。(第二十条、第二十三条、第三十一条、別表第三、別表第四関係)

2 対象事業の廃止及び引継ぎ並びに環境影響評価の再実施に係る公告につい

て定めることとした。(第三十条、第三十二条、第三十三条関係)

3 対象事業廃止等通知書及び工事着手届出書等の様式及び提出部数を定め

こととした。(第二十九条、第三十四条、第三十七条関係)

- 1 公告、縦覧及び意見書について定めることとした。(第三条、別表第一関係)
- 2 知事の意見を述べる期間は、原則として、三月とすることとした。(第九
- 3 対象事業の要件を定めることとした。(第三条、別表第一関係)
- 4 方法書に関する事項
- 5 対象事業
- 6 事業の種類ごとに、特別地域を定めることとした。(第二条、別表第一関係)
- 7 対象事業
- 8 対象事業の内容の修正等に関する事項
- 9 対象事業の廃止及び引継ぎ並びに環境影響評価の再実施に係る公告につい
- 10 環境影響評価その他の手続を経ることを要しない対象事業の内容の修正の範囲を定めることとした。(第二十条、第二十三条、第三十一条、別表第三、別表第四関係)
- 11 対象事業廃止等通知書及び工事着手届出書等の様式及び提出部数を定め
- 12 知事の意見を述べる期間は、原則として、三月とすることとした。(第九

- 八 都市計画に定められる対象事業等の特例に関する事項

1 都市計画に定められる対象事業等については、都市計画決定権者が事業者に代わって、環境影響評価その他の手続を行うことができることとした。

(第三十八条関係)

2 都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行いう場合には、環境影響評価に係る公告及び縦覧と都市計画の決定又は変更に係る告示及び縦覧を併せて行うよう努めなければならないこととした。(第三十九条関係)

3 事業者が方法書を作成した後に都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者等にその旨を通知しなければならないこととした。(第四十条関係)

4 都市計画決定権者は、事業者に対し、必要な協力を求めることができるとともに、環境影響評価その他の手続を行わないときは、事業者が行うよう求めるものとすることとした。(第四十一条関係)

九 雜則

1 評価書を送付し、許認可等への配慮を要請する者を定めることとした。

(第四十二条、別表第五関係)

2 立入調査を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。(第四十三条)

条關係

十 施行期日

この規則は、平成十一年六月十二日から施行することとした。

鳥取県規則第三十七号

鳥取県環境影響評価条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
 - 第二章 方法書（第四条－第九条）
 - 第三章 準備書（第十条－第二十条）
 - 第四章 評価書（第二十一条－第二十七条）
 - 第五章 対象事業の内容の修正等（第二十八条－第三十条）
 - 第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十一条－第三十七条）
 - 第七章 都市計画に定められる対象事業等の特例（第三十八条－第四十一条）
 - 第八章 雜則（第四十二条・第四十三条）
 - 附則
 - 第一章 総則
 - (趣旨)
- 第一条 この規則は、鳥取県環境影響評価条例（平成十年十一月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別地域)

第二条 条例第二条第三項第五号の規則で定める地域は、別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める地域とする。

(対象事業)

第三条 条例別表第六号の規則で定める事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）、し尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）及び一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）並びに同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）及び産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置並びにその構造及び規模の変更の事業とする。

2 条例別表第十一号の規則で定める事業は、豚房施設、牛房施設及び馬房施設並びにこれらの付帯施設の用に供される土地の造成の事業（豚、牛又は馬の放牧若しくは採草の目的に供される土地の造成を含む。以下「畜産団地造成事業」という。）とする。

3 条例第二条第四項第一号の規則で定める事業は、別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する事業とする。

4 条例第一条第四項第二号の規則で定める事業は、事業が実施される区域の全部又は一部が前条に定める地域に含まれる事業であつて、別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。

第二章 方法書

(方法書の送付)

第四条 条例第六条の規定による方法書の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第一号）により行うものとする。

2 事業者が条例第六条の規定により知事に送付する方法書の部数は五十部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書の部数は五部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書の部数を変更することができる。

(方法書についての公告)

第五条 条例第七条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 対象事業に係る環境影響を受け範囲であると認められる地域

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨並びにその提出期限及び提出先その他意見の提出に關し必要な事項

七 その他参考となる事項

2 条例第七条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第六条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書を縦覧する旨を周知するものとする。

(方法書の縦覧)

第六条 条例第七条の規定による方法書の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

一 事業者の事務所

二 県庁舎その他の県の施設

三 条例第六条に規定する地域を区域とする市町村の庁舎その他の市町村の施設

四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設

(方法書についての意見書の提出)

第七条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出に係る対象事業の名称

- 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- 四 関係地域
- 三 対象事業実施区域
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見には、意見の理由を併せて記載するものとする。

(方法書についての意見の概要の送付)

第八条 条例第九条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書（様式第二号）により行うものとする。

(方法書についての知事の意見を述べる期間)

第九条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、三月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が困難であるときは、四月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第三章 準備書

(準備書の送付)

第十条 条例第十四条の規定による準備書及び要約書の送付は、環境影響評価準備書送付書（様式第三号）により行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第十四条の規定により送付する準備書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告)

第十一條 条例第十五条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- 四 関係地域
- 三 対象事業実施区域
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨並びにその提出期限及び提出先その他意見の提出に關し必要な事項

七 その他参考となる事項

2 第五条第二項の規定は、条例第十五条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧)

第十二条 第六条の規定は、条例第十五条の規定による準備書及び要約書の縦覧について準用する。この場合において、第六条第三号中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第十三条 条例第十六条第一項の規定により開催する説明会は、説明会に参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、関係地域に二以上 の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、関係地域を二以上の区域に区分して説明会を開催することができる。

(説明会の開催の通知)

第十四条 条例第十六条第二項の規定による通知は、説明会開催通知書（様式第四号）により行うものとする。

(説明会の開催についての公告)

第十五条 条例第十六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域
- 五 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 六 その他参考となる事項

2 第五条第二項の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第五条第二項中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会を開催しない場合)

第十六条 条例第十六条第三項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

二 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第十六条第三項の規定による準備書の記載事項の周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供すること。

二 要約書の記載事項を公告すること。

3 前項第一号又は第二号の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。
(準備書についての意見書の提出)

第十七条 第七条の規定は、条例第十七条第一項の意見書について準用する。

第十八条 条例第十八条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第二号)により行うものとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第十九条 条例第十九条第一項の規則で定める期間は、三月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が困難であるときは、四月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第九条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(準備書の記載事項の修正)

第二十条 条例第二十条第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 別表第三の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の下欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業に係る関係市町村長に当該修正前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)

二 別表第三の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業に係る市町村長に当該修正前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

第四章 評価書

(評価書の送付)

第二十一条 条例第二十二条の規定による評価書及び要約書の送付は、環境影響評価書送付書(様式第五号)により行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第二十二条の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあらるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての知事の意見を述べる期間)

第二十二条 条例第二十二条第一項の規則で定める期間は、二月とする。

(評価書の記載事項の修正)

第二十三条 条例第二十三条第一項第一号の規則で定める修正は、第二十条各号に掲げるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第二十四条 条例第二十三条第三項の規定による評価書及び要約書の送付は環境影響評価書送付書(様式第五号)により、同項の規定による通知は環境影響評価書補正不要通知書(様式第六号)により、それぞれ行うものとする。

2 第四条第一項の規定は、条例第二十三条第二項の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、第四条第二項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書を知事が確認する期間)

第二十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める期間は、一月とする。

(評価書についての公告)

第二十六条 条例第二十五条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 関係地域

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

六 その他参考となる事項

2 第五条第二項の規定は、条例第二十五条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧)

第二十七条 第六条の規定は、条例第二十五条の規定による評価書等の縦覧について準用する。この場合において、第六条第三号中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第五章 対象事業の内容の修正等

(評価書の公告前の事業内容の修正)

第二十八条 条例第二十六条ただし書（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める修正は、第二十条各号に掲げるものとする。

(対象事業の廃止等の通知)

第二十九条 条例第二十七条第一項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第七号）により行うものとする。

(対象事業の廃止等に係る公告)

第三十条 条例第二十七条第一項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第二十七条第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨

四 条例第二十七条第一項第三号に該当する場合にあつては、新たに事業者となつた者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他参考となる事項

2 前項の公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

(評価書の公告後の事業内容の変更)

第三十一条 条例第二十八条第二項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 別表第四の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の下欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

二 別表第四の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業に係る環境

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における

る条例第五条から第三十条まで（第二十七条第一項第三号及び第一項を除く。）の相

定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の規定により者市言画法決定権者が環境影響評価その他の手続を行ふ場合にはにおける第四条から第三十三条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 号	
第三十条第一項 第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
	（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、名称並びに事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、

(都市計画に係る手続との調整)

第三十九条 前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う都市計画決定権者は、条例第十五条又は第二十五条の公告を行うときは、都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示と併せて行うよう努めなければならない。

2 前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う都市計画決定権者は、条例第十五条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供するときは、都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、条例第二十五条の規定により評価書等を縦覧に供するときは、同法第二十条第二項（同法第二十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するよう努めなければならない。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十条 事業者が条例第六条の規定により方法書を送付してから条例第七条の規定に

- よる公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業について第三十八条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行つた環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行つたものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行わしたものとみなす。
- 3 事業者が条例第七条の規定による公告を行つてから条例第十五条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業について第三十八条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者並びに知事及び関係市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成している場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項後段の規定による準備書の送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 事業者が条例第十五条の規定による公告を行つた後は、第三十八条第一項の規定は、適用しない。
- (事業者の協力)
- 第四十一条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第三十八条第一項の規定による環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 都市計画決定権者は、第二十八条第一項の規定を適用しないときは、事業者に対し、条例第五条から第三十四条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続について、事業者が行うよう求めるものとする。

(許認可等を行う者への送付)

第四十二条 条例第四十九条第二項の規定による評価書の送付は、別表第五の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる許認可等を行う者に対するものとする。ただし、第三十八条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合であって、都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第十九条第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可又は同法第十九条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認（以下「都市計画認可」という。）をするものであるときは、都市計画認可を行つ建設大臣及び別表第五の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる

(立入調査をする職員の身分を示す証明書)

附則

別表第一（第一條關係）

事業の種類	条例別表第一号に掲げる事業（車線（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第六号に規定する登坂車線、同条第七号に規定する屈折車線及び同条第八号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が四以上上の道路を設け、又は車線の数が四以上増加するものに限る。）並びに同表第三号及び第四号に掲げる事業	イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びにこれらの周囲一キロメートルの区域	イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びにこれらの周囲一キロメートルの区域
地帯」という。)	ハ 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 ハ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限	ハ 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 ハ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域（以下「ハマナス自生南限	特 別 地 域

別表第二

五 条 例 別 表 第 十 五 号 に 掲 げ る 事 業	四 条 例 別 表 第 五 号 、 第 六 号 、 第 十一 号 、 第 十二 号 及 び 第 十四 号 に 掲 げ る 事 業	三 条 例 別 表 第 一 号 及 び 第 七 号 か ら 第 十 号 ま で に 掲 げ る 事 業	二 条 例 別 表 第 一 号 に 掲 げ る 事 業 (車 線 の 数 が 四 以 上 の 道 路 を 設 け 、 又 は 車 線 の 数 が 四 以 上 増 加 す る の を 除 く) 及 び 同 表 第 十 三 号 に 掲 げ る 事 業
ハ マ ナ ス 自 生 南 限 地 帯	イ 湖 沼 水 質 保 全 特 別 措 置 法 (昭 和 五 十九 年 法 律 第 六 十 一 号) 第 三 条 第 一 項 に 規 定 す る 指 定 湖 沼 及 び 同 条 第 二 項 に 規 定 す る 指 定 地 域 (以 下 「 中 海 湖 沼 水 質 保 全 指 定 地 域 等 」 と い う)	ハ ロ イ 湖 山 池 及 び そ の 流 域 (以 下 「 湖 山 池 流 域 」 と い う)	ハ ロ イ 湖 山 池 流 域
ハ マ ナ ス 自 生 南 限 地 帯	ニ 特 定 水 道 利 水 障 害 の 防 止 の た め の 水 道 水 源 水 域 の 水 質 の 保 全 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平 成 六 年 法 律 第 九 号)	ハ ロ イ 湖 山 池 流 域	ハ マ ナ ス 自 生 南 限 地 帯
併 せ て 行 う 事 業 の 種 類 に 応 じ ,	三 の 項 又 は 四 の 項 に 定 め る 地 域		

五 条 例 別				

		表第五号 に掲げる 事業	
六 条例別 表第六号 に掲げる 事業		力発電所の設置の事業	
ハ	一日当たりの処理能力が百キロリットル	口 水力発電所の変更の事業であつて、出力が三万キロワット以上である発電設備を新設するもの ハ 出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業	ト以上である水力発電所の設置の事業
	一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業であつて、一日当たりの処理能力が百トン以上増加するもの	二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であつて、出力が十五万キロワット以上である発電設備を新設するもの ホ 出力が一万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の事業	水力発電所の変更の事業であつて、出力が三万二千五百キロワット以上である発電設備を新設するもの 出力が十一万二千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業
	一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置の事業	ヘ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であつて、出力が一万キロワット以上である発電設備を新設するもの	出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業
ハ	一日当たりの処理能力が百トン以上	イ 一日当たりの処理能力が百トン以上である一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置の事業	火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業であつて、出力が七千五百キロワット以上である発電設備を新設するもの
	一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業であつて、一日当たりの処理能力が百トン以上増加するもの	ト一日当たりの処理能力が百トン以上	出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の事業

		トル以上であるし尿処理施設の設置の事業	
十 条例別 表第十号 に掲げる 事業		トル以上であるし尿処理施設の設置の事業	
	九 条例別 表第九号 に掲げる 事業	二 し尿処理施設の規模の変更の事業であつて、一日当たりの処理能力が百キロリットル以上増加するもの ホ 埋立処分の用に供する場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が二十五ヘクタール以上である一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業	二 し尿処理施設の規模の変更の事業であつて、一日当たりの処理能力が百キロリットル以上増加するもの ロリットル以上増加するもの 埋立処分場所の面積が十八ヘクタール以上である一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置の事業
	八 条例別 表第八号 に掲げる 事業	ヘ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十五ヘクタール以上増加するもの	ヘ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十九ヘクタール以上である一般廃棄物最終処分場の設置の事業
	七 条例別 表第七号 に掲げる 事業	タールを超える公有水面の埋立て又は干拓の事業	タールを超える公有水面の埋立て又は干拓の事業
	六 条例別 表第六号 に掲げる 事業	ト地区画整理事業	ト地区画整理事業
	五 条例別 表第五号 に掲げる 事業	施工区域の面積が七十五ヘクタール以上の干拓区域」という。の面積が五十ヘクタールを超える公有水面の埋立て又は干拓の事業	施工区域の面積が四十ヘクタール以上である土地区画整理場の規則の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十九ヘクタール以上増加するもの
	四 条例別 表第四号 に掲げる 事業	施工区域の面積が七十五ヘクタール以上の干拓区域」という。の面積が五十ヘクタール以上である土地区画整理場の規則の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十九ヘクタール以上増加するもの	施工区域の面積が四十ヘクタール以上である土地区画整理場の規則の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十九ヘクタール以上増加するもの
	三 条例別 表第三号 に掲げる 事業	第二項に規定する流通業務団地造成事業	第二項に規定する流通業務団地造成事業
	二 条例別 表第二号 に掲げる 事業	施工区域の面積が五十ヘクタール以上の干拓区域」という。の面積が五十ヘクタール以上である土地区画整理場の規則の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十九ヘクタール以上増加するもの	施工区域の面積が五十ヘクタール以上の干拓区域」という。の面積が五十ヘクタール以上である土地区画整理場の規則の変更の事業であつて、埋立処分場所の面積が二十九ヘクタール以上増加するもの
	一 条例別 表第一号 に掲げる 事業	第一項に規定する流通業務団地造成事業	第一項に規定する流通業務団地造成事業

十四 別表第十 条例	十三 別表第十 条例 三号に掲 げる事業	二 その他の運動・レジャー施設の規模 の変更の事業であつて、土地の形質を 変更する区域の面積が七十五ヘクタ ール以上増加するもの	ハ 土地の形質を変更する区域の面積が 七十五ヘクタール以上である都市計画 法施行令（昭和四十四年政令第百五十 八号）第一条第二項第一号に規定する 運動・レジャー施設（これと一体となつ て整備される施設を含み、ゴルフ場及 びスキーアー場を除く。以下「その他の運 動・レジャー施設」という。）の設置 の事業	ロ ゴルフ場又はスキーアー場の規模の変更 の事業であつて、敷地面積が五十ヘク タール以上増加するもの	イ 敷地面積が五十ヘクタール以上であ るゴルフ場（これと一体となつて整備さ れる施設を含む。以下同じ。）又は スキーアー場（これと一体となつて整備さ れる施設を含む。以下同じ。）の設置 の事業	十一 十二条 別表第十 二号に掲 げる事業	造成に係る土地の面積が七十五ヘクタ ール以上である畜産団地造成事業 一號に掲 げる事業
イ 排出ガス量 体の量の一時間当たりの最大値を温度 トル以上又は排出水量が七		施行する区域の面積が五十ヘクタール以 上である採石法（昭和二十五年法律第二 百九十一号）第二条に規定する岩石又は 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四 号）第二条に規定する砂利（以下「岩石 等」という。）の採取の事業	二 その他の運動・レジャー施設の規模 の変更の事業であつて、土地の形質を 変更する区域の面積が七十五ヘクタ ール以上増加するもの	ハ 土地の形質を変更する区域の面積が 七十五ヘクタール以上であるその他の運動・レ ジャー施設の設置の事業	ロ ゴルフ場又はスキーアー場の規 模の変更の事業であつて、敷地面積が三十 七・五ヘクタール以上増加するもの	十一 十二条 別表第十 二号に掲 げる事業	造成に係る土地の面積が五 十ヘクタール以上である畜 産団地造成事業

C 土地区画整理法第二条第一項に規定 する土地区画整理事業の施行区域の面 積（単位 ヘクタール）	B 埋立干拓区域の面積（単位 ヘクタ ール）	A 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄 物最終処分場に係る埋立処分場所の面 積（単位 ヘクタール）	算式 $\frac{A}{25} + \frac{B+G+I}{50} + \frac{C+D+E+F+H}{75}$	四号に掲 げる事業	零度、圧力一気圧の状態に換算したも のをいう。以下同じ。が四万立方メー トル以上又は排出水量（排出される水 の量の一日当たりの平均値をいう。以 下同じ。）が一万立方メートル以上で ある工場及び事業場（製造業（物品の 加工業又は修理業を含む。）、ガスの供 給業又は熱供給業の用に供するものに 限る。以下「工場等」という。）の設 置の事業	十五 別表第十 五号に掲 げる事業	四号に掲 げる事業
C 土地区画整理法第二条第一項に規定 する土地区画整理事業の施行区域の面 積（単位 ヘクタール）	B 埋立干拓区域の面積（単位 ヘクタ ール）	A 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄 物最終処分場に係る埋立処分場所の面 積（単位 ヘクタール）	算式 $\frac{A}{18} + \frac{B}{40} + \frac{G+I}{37.5} + \frac{C+D+E+F+H}{50}$	工場等の変更の事業であつて、排出 ガス量が四万立方メートル以上又は排 出水量が一万立方メートル以上増加す るもの	工場等の変更の事業であつ て、排出ガス量が三万立方 メートル以上又は排出水量 が七千五百立方メートル以 上増加するもの	十五 別表第十 五号に掲 げる事業	千五百立方メートル以上で ある工場等の設置の事業
C 土地区画整理法第二条第一項に規定 する土地区画整理事業の施行区域の面 積（単位 ヘクタール）	B 埋立干拓区域の面積（単位 ヘクタ ール）	A 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄 物最終処分場に係る埋立処分場所の面 積（単位 ヘクタール）	算式 $\frac{A}{18} + \frac{B}{40} + \frac{G+I}{37.5} + \frac{C+D+E+F+H}{50}$	工場等の変更の事業であつ て、排出ガス量が三万立方 メートル以上又は排出水量 が七千五百立方メートル以 上増加するもの	工場等の変更の事業であつ て、排出ガス量が三万立方 メートル以上又は排出水量 が七千五百立方メートル以 上増加するもの	十五 別表第十 五号に掲 げる事業	千五百立方メートル以上で ある工場等の設置の事業

備考
一 この表に掲げる要件の適用については、全体計画における事業の実施される区域及び規模をもつて事業の実施される区域及び規模とする。
二 敷地の造成の事業に係る環境影響評価その他の手続において設置が予定された施設に相当するものと認められる工場等については、この表の十四の項に掲げる要件に該当しないものとする。

D 流通業務市街地の整備に関する法律 第二条第二項に規定する流通業務団地 造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)	E 工場用地、住宅用地その他の宅地の 造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)
F 畜産団地造成事業に係る土地の面積 (単位ヘクタール)	E 工場用地、住宅用地その他の宅地の 造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)
G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積 (単位ヘクタール)	F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)
H その他の運動・レジャー施設に係る 土地の形質を変更する区域の面積(単位 ヘクタール)	G ゴルフ場又はスキー場 の敷地面積(単位ヘクタール)
I 岩石等の採取の事業を実施する区域 の面積(単位ヘクタール)	H その他の運動・レジャー 施設に係る土地の形質を 変更する区域の面積(単位 ヘクタール)

別表第三（第二十条関係）

対象事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の二の二の 項に該当する対象 事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
二 別表第一の二の二の 項に該当する対象 事業	道路の長さ	修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
対象事業実施区域の位置	車線の数	車線の数が増加しないこと。
二 別表第一の二の二の 項のイに該当する 対象事業	設計速度	設計速度が増加しないこと。
三 别表第一の二の二の 項のロ又はハに該 当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水区域の面積の二十パーセント未満であること。
四 别表第一の二の二の 項のニに該当する 対象事業	固定堰又は可動堰の別	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水区域の面積の二十パーセント未満であること。
五 别表第一の二の二の 項のホに該当する 対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。

二の三の 項目に該 する対象 事業		六 别表第 九 别表第 二の五の 项のハ又 はニに該 当する対 象事业		七 别表第 二の四の 项に該當 する対象 事业		八 别表第 二の五の 项のイ又 はロに該 当する対 象事业		本線路（一の停車場に係 るもの）を除く。（以下同じ。） の数		本線路（一の停車場に係 るもの）を除く。（以下同じ。） の数		本線路の増設がないこと。		鉄道又は軌道の長さ 加しないこと。					
燃料の種類	原動力についての汽力、 ガスター・ビン、内燃力又 はこれらを組み合わせた ものの別	対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出 力	発電所又は発電設備の出 力	発電所又は発電設備の出 力が十パーセント 以上増加しないこと。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区 域とならないこと。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区 域とならないこと。	鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は 車両の最高速度が地上の部分において時速 十キロメートルを超えて増加しないこと。	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加 しないこと。	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加 しないこと。	鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は 車両の最高速度が地上の部分において時速 十キロメートルを超えて増加しないこと。	本線路の施設区域から百メートル以 上離れた区域が新たに本線路施設区域とな らないこと。	本線路施設区域（対象事 業実施区域から車両検査修繕施設の区域 を除いたものをいう。以 下同じ。）の位置	本線路施設区域（対象事 業実施区域から車両検査修繕施設の区域 を除いたものをいう。以 下同じ。）の位置	本線路施設区域（対象事 業実施区域から車両検査修繕施設の区域 を除いたものをいう。以 下同じ。）の位置	本線路（一の停車場に係 るもの）を除く。（以下同じ。） の数	本線路（一の停車場に係 るもの）を除く。（以下同じ。） の数	本線路の増設がないこと。	本線路の増設がないこと。

十四 別表 第二の八	十 別表第 二の五の 項のホ又 はへに該 当する対 象事業	十一 別表 第二の六 の項のイ から二ま でに該當 する対象 事業	十二 別表 第二の六 の項のホ 又はへに 該當する 対象事業	埋立処分場所の位置	一日当たりの処理能力	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別
対象事業実施区域の位置	埋立干拓区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	一日当たりの処理能力 増加しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の二十パーセント未満であること。	第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ハに規定する産業廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の十パ						

別表第四 (第三十一条関係)		十五 别表 第一の十 四の項に 該当する 対象事業	十六 别表 第二の十 五の項に 該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	の項から 三の項まで に該当する 対象事業
一 別表第 二の一の 項に該当	道路の長さ	事業の諸元	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	一セント未満であり、かつ、二十へクタール未満であること。
	手続を経ることを要しない変更の要件	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号口に規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第五 (第三十一条関係)		二 别表第 二の二の 項のイに 該当する 対象事業	三 别表第 二の二の 項のロ又 はハに該 当する対 象事業	四 别表第 二の二の 項のニに 該当する 対象事業	五 别表第 二の二の 項のホに 該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	する対象 事業
一 別表第 二の一の 項に該当	放水路の区域の位置	湖沼開発区域の位置	堰の位置	固定堰又は可動堰の別	湛水区域の位置	湛水区域の位置	湛水区域の位置	湛水区域の位置	車線の数	対象事業実施区域の位置
	手續を経ることを要しない変更の要件	新たに放水路の区域となる部分の面積が更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動すること。	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	車線の数が増加しないこと。	車線の数が増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

二の三の項に該当する対象事業		六 别表第	
二の四の項に該当する対象事業		七 别表第	
利用を予定する航空機の種類又は数	対象事業実施区域の位置	本線路の数 鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道又は軌道の長さ 鉄道又は軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
飛行場及びその施設の区域の位置	滑走路の長さ	運行される列車又は車両の本数 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において時速十キロメートルを超えて増加しないこと。 地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。

二の五の項のイ又はロに該当する対象事業		九 别表第	
二の六のハ又はニに該当する対象事業		十 别表第	
力	発電所又は発電設備の出力	減水区間の位置 対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
発電所又は発電設備の出力	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、かつ、百メートル未満であること。

対象事業実施区域の位置		項目のホ又はヘに該当する対象事業	
変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		冷却塔の高さ	
十一 別表 第一の六 の項のイ から二ま でに該當 する対象 事業	十二 別表 第一の六 の項のホ 又はヘに 該當する 対象事業	一日当たりの処理能力	蒸気井又は還元井の位置
十三 別表 第二の七 の項に該 当する対 象事業	埋立処分場所の位置	一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと。	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
十四 別表 第二の八 の項から	埋立干拓区域の位置	対象事業実施区域の位置	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。

十三の項 までに該 当する対 象事業		十五 别表 第二の十 四の項に 該当する 対象事業	
土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。		土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の三十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
対象事業実施区域の位置	埋立干拓区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置
対象事業実施区域の位置	埋立干拓区域の位置	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置

別表第五（第四十二条関係）

事業の種類	許認可等	
一 条例別表第一号に掲げる事業	イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七十四条の規定による認可 ロ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条 条第一項の規定による免許、同法第五十四条第二項（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可又は同法第七十六条第一項の規定による承認 ハ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項若しくは第四項、第七条の十一第一項若しくは第四項又は第八条第一項若しくは第四項の規定による許可 イ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可 ロ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項又は第六条第二項の規定による許可 ハ 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十条第一項の規定による認可 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十九条第一項又は第二項の規定による認可 イ 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項の規定による認可 ロ 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の規定による認可 四 条例別表第四号に掲げる事業	イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七十四条の規定による認可 ロ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条 条第一項の規定による免許、同法第五十四条第二項（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可又は同法第七十六条第一項の規定による承認 ハ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項若しくは第四項、第七条の十一第一項若しくは第四項又は第八条第一項若しくは第四項の規定による許可 イ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可 ロ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第二項又は第六条第二項の規定による許可 ハ 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十条第一項の規定による認可 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十九条第一項又は第二項の規定による認可 イ 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項の規定による認可 ロ 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の規定による認可 四 条例別表第四号に掲げる事業
五 条例別表第五号に掲げる事業	イ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項又は第四十三条第一項の規定による許可 ロ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出の受理 三 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第一項又は第十四条（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による認可 四 六 条例別表第八号に掲げる事業	イ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項又は第四十三条第一項の規定による許可 ロ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出の受理 三 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第一項又は第十四条（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二において準用する場合を含む。）の規定による認可 四

事業の種類	都市計画法第五十九条第三項又は第六十二条第一項の規定による承認
八 条例別表第十号から第十三号まで及び第十五号に掲げる事業	イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定による保安林の指定の解除 ロ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可 ハ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可又は同法第二十条第二項の規定による命令
九 条例別表第十四号に掲げる事業の種類	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認 ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十七条の二第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第三十七条の二の規定による許可

平成11年6月4日 金曜日

鳥取県立

様式第1号 (第4条関係)

職 氏 名 様 年 月 日

職 氏 名 様

住 所

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

住民意見概要書送付書

鳥取県環境影響評価条例第9条(第18条)の規定により、別添のとおり同条例第8条

第1項(第17条第1項)の規定により述べられた意見の概要を送付します。

様式第2号 (第8条、第18条関係)

職 氏 名 様 年 月 日

住 所

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

住民意見概要書送付書

鳥取県環境影響評価条例第9条(第18条)の規定により、別添のとおり同条例第8条

第1項(第17条第1項)の規定により述べられた意見の概要を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業実施区域	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域	
意見書の提出先	
対象事業を実施するに必要な許可等の種類	
連絡先	電話番号： _____
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

対象事業の名称	
意見書提出件数	
意見の概要	
意見に対する見解	
連絡先	電話番号： _____
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第3号（第10条関係）

職 氏 名 様

年 月 日

住 所
氏 名 印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価準備書送付書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類を送付します。

説明会開催通知書

鳥取県環境影響評価条例第16条第1項の規定により説明会を開催しますので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

様式第4号（第14条関係）

職 氏 名 様

年 月 日

住 所
氏 名 印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業実施区域	
関係地域	
意見書の提出先	説明会開催予定の日時及び場所
対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

備考 *印の欄には記入しないこと

平成11年6月4日曜金

職 氏 名 様	年 月 日	職 氏 名 様	年 月 日
住 所	印	住 所	印
氏 名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)		氏 名 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)	
環境影響評価書送付書			
鳥取県環境影響評価条例第21条(第23条第3項)の規定により、別添のとおり環境影 響評価書及びこれを要約した書類を送付します。			
対象事業の名称	環境影響評価書補正不要通知書		
対象事業の種類 及び 規模	鳥取県環境影響評価条例第23条第3項の規定により、環境影響評価書の補正を必要と しないと認めますので通知します。		
対象事業実施区域			
関 係 地 域			
意見書の提出先			
対象事業を実施 するにつき必要な 許可等の種類			
連 絡 先	電話番号:		
* 受付年月日	年 月 日	* 備考	
備考	*印の欄には記入しないこと		

対象事業の名称	対象事業の種類 及び 規模	対象事業実施区域	関 係 地 域
意見書の提出先	対象事業を実施 するにつき必要な 許可等の種類	意見書の提出先	対象事業を実施 するにつき必要な 許可等の種類
連 絡 先	電話番号:	連 絡 先	電話番号:
* 受付年月日	年 月 日	* 備考	
備考	*印の欄には記入しないこと		

様式第7号（第29条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

対象事業廃止等通知書

鳥取県環境影響評価条例第27条第1項の規定により、対象事業を実施しないこととした（修正後の事業が対象事業に該当しなくなった・対象事業の実施を他の者に引き継いだ）ので通知します。

対象事業変更届出書

鳥取県環境影響評価条例第5条第2号に掲げる事項について、同条例第28条第2項の規定による変更を行ったので、鳥取県環境評価条例施行規則第31条第2項の規定により、次のとおり提出します。

様式第8号（第31条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名 印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

対象事業の名称

対象事業の目的及
び 内 容

変 更 前

変 更 後

対象事業の種類及
び 規 模対象事業の目的及
び 内 容

変 更 の 理 由

変 更 年 月 日

連 絡 先

電話番号：

* 受付年月日

電話番号：

備考 *印の欄には記入しないこと

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第10号（第35条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

姓 氏 名

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

年 月 日

職 氏 名 様

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工 事 着 手 届 出 書

事 後 調 査 計 画 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第31条の規定により、次のとおり届け出ます。

鳥取県環境影響評価条例第32条の規定により、別添のとおり事後調査計画書を送付します。

対象事業の名称	
工事着手予定期	
工事の概要	
工事完了予定期	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
事後調査の間	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第11号 (第36条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

印

職 氏 名 様

住 所

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

事後調査報告書送付書

鳥取県環境影響評価条例第31条の規定により、次のとおり届け出ます。

鳥取県環境影響評価条例第33条第1項の規定により、別添のとおり事後調査報告書を送付します。

対象事業の名称	
事後調査開始年月日	
工事完了年月日	
対象事業(施設) 供用開始予定期 年 月 日	
連絡先	電話番号:
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第12号 (第37条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工事完了届出書

対象事業の名称	
工事完了年月日	
対象事業(施設) 供用開始予定期 年 月 日	
連絡先	電話番号:
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第13号（第43条関係）
(表)

身 分 証 明 書

第 号

所 属
職 名
氏 名

年 月 日 交付
職 氏 名 印

(裏)

鳥取県環境影響評価条例抜すい

(報告及び調査)

第50条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所、対象事業が実施される土地その他の場所に立ち入り、対象事業の実施状況等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。